

流山市児童発達支援センター 身体拘束等適正化指針

1 身体拘束等¹の適正化に関する基本的考え方

流山市児童発達支援センター(以下「当センター」という。)では、以下のことに努める。

- (1)利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めることとする。
- (2)「身体拘束等の廃止」が最終目標ではなく、「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別の支援を重視したサービス提供の質の向上を目指し、その結果として身体拘束等の廃止に繋げることとする。

2 虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会について

当センターでは、利用者の人権を擁護するために、「流山市児童発達支援センター虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会設置規程」に基づき、流山市児童発達支援センター虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

3 身体拘束等の適正化のための教育・研修について

当センターでは、委員会を中心として、支援に関わる全ての職員²に対し、以下の教育・研修を行い、その内容について記録を作成する。

- (1)定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2)初任者職員³を対象とした、人権を尊重した真の実施を目的とする教育・研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施

4 やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、以下の3つの要件を全て満たす必要がある。

(1)切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2)非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

(3)一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

5 やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き

(1)組織による決定と「個別支援計画書」への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、上記3要件を確認のうえ、拘束等を要する利用者の状態、拘束の方法、経過観察の方法について、実施の際に在籍する所長、副所長、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員、保健師又は看護師、相談支援専門員等の職員により協議し、十分な検討を行う。

検討結果を受けて、「個別支援計画書」を作成し、身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

(2)利用者本人及び保護者等に対する十分な説明

やむを得ず身体拘束等を行うにあたっては、「個別支援計画書」に身体拘束を行う可能性を盛り込み、利用者本人及び保護者等に十分な理解が得られるように努める。

(3)記録と再検討

やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに、緊急やむを得ない理由等、必要な事項をケース記録に記載する。さらに、拘束を行った場合は、拘束に至る経過、拘束中の及び拘束解除後の本人の状況等についても記録する。記録は5年間保存する。

6 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当センターでは、身体拘束を行った全ての事案について、委員会に報告しなければならない。報告は「個別支援計画書」及びケース記録の写しを提出することによって行う。

7 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備え置くとともに、当センターのホームページにも公表し、利用者及び利用者家族関係者の自由な閲覧に供するものとする。

8 その他

当センターにおいては、原則利用者に対して身体拘束等を行わないものとする。

る。ただし、以下の項目については、安全面の配慮から適切に実施するものとする。

- (1) 教室及びプレイルームにおける必要最低限の施錠
- (2) 飛び出し防止等に必要最低限の開閉補助具等の使用
- (3) 座位保持椅子の補助具の使用
- (4) 車椅子からの落下防止のための補助具の使用

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この指針は、令和7年7月1日から施行する。

¹ 身体拘束等：身体拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと。

² 職員：正規職員のほか、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員等も含む。

³ 初任者職員：新規採用職員及び人事異動等で新たに着任した職員のこと。